

日本弁理士会の新しい中小企業支援制度 ＜弁理士サポートプロジェクト＞

① 関東地域の「中小・ベンチャー企業」に対する支援です

- ※) 関東地域とは、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県・群馬県・山梨県・栃木県に限ります。
- ※) 支援対象は、設立後間もない中小・ベンチャー企業であること、及び知財ビギナー企業(出願未経験企業)又は弁理士ビギナー企業(自社出願企業)であること等が条件になります。

② 日本弁理士会の支援制度により「助成金」を給付します

- ※) 審査により、出願時費用(最大30万円)と審査請求費用(約13万円、出願と同時)を給付します。ただし、出願以後の費用(意見書、補正書の手続費用、その他の費用)は含みません。

③ 日本弁理士会 関東支部が「弁理士チーム」を派遣します

- ※) 技術分野等に応じて選任された2名以上の弁理士がチームを組み、スピーディに支援します。

創造

- ・ [技術を活かすための知財プロデュース]
- ・ 新技術を権利化するためのアドバイス
- ・ 特許出願等の準備段階に必要な試験・研究の提案等のアドバイス

保護

- ・ [出願支援、及び権利取得のアドバイス]
- ・ 事業に活かせる権利を取得するための特許出願書類の作成
- ・ 早期審査による4～6か月程度での権利取得のアドバイス
- ・ 特許庁に対する手続き(補正、面接審査、分割)等のアドバイス

活用

- ・ [製品化、事業化等に対するアドバイス]
- ・ 特許で保護された技術の製品化、事業化に関するアドバイス
- ・ PR、広告、販路開拓、融資、等に関するアドバイス

弁理士チームによる
知財活用までの一貫支援

【問い合わせ先】

日本弁理士会関東支部 事務局 電話 03-3519-2751
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
<http://www.jpaa-kanto.jp/> e-mail : info-kanto@jpaa.or.jp

知的財産支援センター 事務局
東京都窓口責任者 弁理士田村 爾

電話 03-3519-2709
電話 03-5545-3356



《弁理士サポートプロジェクトの概要》

◆4つの特徴◆

- ・弁理士がチームを組んでの支援
- ・特許出願手続き、及び特許出願発明の権利化・活用化アドバイスの一貫支援
- ・特許出願時に発生する費用を日本弁理士会が援助
- ・特許出願を初めて行う又は弁理士ビギナー中小企業が援助対象

<募集要項>

1. 募集期間

平成23年度は、10月～

2. 募集資格

創業間もない中小企業であって、未だ特許出願の経験のない企業又は弁理士ビギナー企業（自社出願企業）であること

3. 申請から支援までの流れ

- (1) 申請書類の入手
[問い合わせ先] 等から申請書類を入手
- (2) 申請書類の提出
所定の様式の申請書の提出先は日本弁理士会関東支部支部長宛に提出。
- (3) 書面審査（日本弁理士会の特許出願等援助規則に則り、資格、発明の有用性、特許性等を審査）並びに企業との面接審査を経て特許出願等の支援決定
- (4) 支援決定企業に対して弁理士チーム（2名1組）が支援の一連業務を請負い、支援を開始

4. 支援内容

- (1) 弁理士チーム（2名1組）による支援の一連業務の請負い
イ. 当該特許出願発明の先行技術調査及びそのブラッシュアップから特許出願までの出願業務の遂行
ロ. 当該特許出願発明の評価、発明の活用などの知財戦略を含む側面業務の相談と指導
- (2) 援助費用（返済不要）
イ. 特許出願費用を最大で30万円／1件（弁理士手数料、諸経費、出願印紙代込み。消費税別）
ロ. 特許出願と同時にする出願審査請求の特許印紙代。
- (3) 弁理士チームとしての支援期間
支援決定通知の日から最大で1年間とする。
1年未満での支援終了は特許出願人と弁理士チームとの合意による。

5. 注意事項

- (1) 30万円を超えた特許出願費用、及び出願時に発生する他の手続き費用（早期審査請求の弁理士手数料、新規性例外規定の弁理士手数料費用等）は、援助対象ではありません。
- (2) 特許出願後の費用（中間処理、特許出願の審査請求費用、特許料、成功報酬等）は、援助対象ではありません。
- (3) 我国への特許出願のみが対象です。
- (4) 特許出願の代理人は、弁理士チーム2名の共同代理とします。
- (5) 特許出願人と弁理士チームとは、支援の一連業務についての支援請負い契約を結ぶことが必要です。

以上